

【水田で転作をされている農家の皆さんへ】

水田活用の直接支払交付金（転作助成）の交付対象水田について （5年水張りルールについてのお知らせ）

令和5年11月10日
横手市農業再生協議会

☆転作助成の対象となる水田の要件が変わります

○要件が国により見直され、下記のとおり示されました。

☆交付対象水田の見直し内容（5年水張りルールの具体化）

○令和4年度から令和8年度までの5年間に、一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度から転作助成の対象となりません。

また、令和9年度以降も5年に一度の水張りが求められ、一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

○水張りは、水稲作付けすることを基本とします。

ただし、以下の①かつ②に該当する場合は水稲作付けをしなくても水張りを行ったとみなします。

① 水張り（水稲作付けと同程度の湛水管理）を1カ月以上行うこと。

天水による一時的な水張りではなく、用水による水張りを1カ月以上行うこと。

水張りの具体的な時期の指定はありませんが、水を張れる期間であるか確認してください。

② 連作障害による収量低下が発生していないこと。

対象農地に作付けした作物の過去5年間の収量の記録等を比較し判断します。

☆水張り（水稲作付けをしない）を行う場合

○水稲の作付けを行わず、湛水管理による水張りを1カ月以上行う場合には横手市農業再生協議会の確認が必要となります。

○確認は、「水張り開始時」「水張り中間時」「水張り終了時」の3回実施します。

○確認を必要とする農地については、水が張れるか確認をしてから水張り開始前までに、水張り実施計画書兼確認書（裏面参照）を担当へ提出してください。

☆参考 横手市管内のかんがい期間

○5月6日～9月7日頃

※水稲を作付けするほ場は記載する必要はありません。

令和6年度 水張り（湛水管理）実施計画書兼確認書

横手市農業再生協議会 様

実施者（農家コード： _____）

住所 _____

氏名 _____（署名）

下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱（令和5年4月5付け）別紙1の2の(1)の④に基づき、水張り（湛水管理）を1カ月以上実施します。

耕地 番号	実施ほ場 地名地番	面積 (㎡)	水張り予定期間	作付状況（予定）				
				R4	R5	R6	R7	R8
仮野帳配布時に送付します。								

※11筆以上は同じ様式で作成してください。

※1カ月以上水張りを実施してください。

※水張り終了後、実施報告書を提出してください。（作業日誌、写真を添付）

※写真は地番ごとの実施状況が分かる写真（水張り開始時と1カ月経過後）を提出してください。

農業再生協議会確認欄

確認者 所属・氏名	
確認日	

※水張り実施期間内に確認作業を行う。

確認は以下について目視にて行う。

- ・水田機能を有しているか。
- ・ほ場全体に水が張られているか。
- ・通常の水稲作付け時の水位があるか。